

山形県個人情報保護条例

平成12年10月13日
山形県条例第62号

〔山形県個人情報保護運営審議会等関係 抜粋〕

(山形県個人情報保護運営審議会等の設置及び組織)

- 第26条 第5条〔収集の制限〕第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条〔利用及び提供の制限〕第1項第8号の規定による実施機関の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県個人情報保護運営審議会（以下「県審議会」という。）及び山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。
- 2 県審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べることができる。
 - 3 県審議会及び議会審議会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

(委員)

- 第27条 県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、議会審議会の委員は議会の議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。
- 2 県審議会及び議会審議会の委員の任期は、それぞれ2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第28条 県審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、県審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第29条 県審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。
 - 5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

(庶務)

- 第30条 県審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

- 第31条 前5条に定めるもののほか、県審議会の運営に関し必要な事項は、会長が県審議会に諮って定める。